

「(仮称)肥薩風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する、環境保全の見地からの意見について(回答)

1 総括的事項

- (1) 事業実施にあたっては、環境影響評価において実施することとされている環境保全措置を的確かつ適切に実施し、環境の保全に万全を期すこと。
- (2) 事業実施段階及び供用後において、重要な動植物種が確認された場合又は環境に影響を及ぼす新たな事実が判明した場合は、速やかに県及び関係市村に報告し、その事項について綿密に調査、予測及び評価実施すること。
また、必要に応じて専門家等の意見を聴きながら、環境への影響が最小となるよう、新たな措置を講じることを含め、適切に対応すること。
- (3) 対象事業実施区域周辺では、他事業者が風力発電事業を計画し環境影響評価の手続きを進めていることから、事業者の責任において、当該他事業者と協議・調整を行うとともに、近接して風力発電施設が設置されることによる累積的な影響が生じる場合には、確実に調査、予測及び評価を実施し、その影響が最小となるよう適切な措置を講じること。
- (4) 評価書の作成にあたっては、関係自治体から出された意見書の内容を十分に検討し住民に分かりやすい内容となるよう努めるとともに、評価書や事後調査の結果などは継続して閲覧できるようにするなど、積極的な情報公開に努めること。

2 個別的事項

- (1) 騒音、振動及び超低周波音について
 - ア 対象事業実施区域及びその周辺において、造成工事等の施工、工事用資材の輸送及び供用時における騒音等（騒音、振動及び低周波音（超低周波を含む。）以下同様）による生活環境への影響が懸念される。
騒音等は、季節による風向きや風速、地盤、気象状況により異なるため、当該地域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、生活環境への影響について適切に調査し予測及び評価を行うこと。
 - イ その結果を踏まえ最新の知見等に基づき、騒音等の影響を回避又は極力低減し、地元住民へ十分に本事業の説明を行うとともに、住民からの意見等については真摯に対応すること。

ウ 万が一、事業の実施に起因する健康被害が生じた場合は、事業者の責任において、誠意をもって対応すること。

(2) 水環境について

ア 布計地域は、本市の水道水源の約4割を占めている。水資源の保全を図るべき重要な地域であるため、適正な土地利用について十分配慮すること

イ 事業実施に伴い、降雨時の土砂流出防止については適切な管理を行い、施工時及び供用時においても、開発地域からの排水により河川等に影響を及ぼさないように河川のネック地点の断面より流下能力を判断し、調整池等を設置すること。

ウ 流域流量計算時には、伐採されている国有林等は流出係数を考慮して計算すること。

エ 伐採した木の枝や木くず等が、降雨時に下流に流れないように防護柵等を設置すること。

(3) 動植物及び生態系について

ア 対象事業実施区域及びその周辺で生息が確認されている、国指定天然記念物であるヤマネやクマタカをはじめとする希少な動植物種については、逃避行動に伴う状況の変化も踏まえ、専門家等の意見を聴きながら個体群の保全に努め、必要に応じて新たな措置を講じ、希少な動植物等の生態系への影響を回避又は低減すること。

イ 対象事業実施区域に奥十曾鳥獣保護区が含まれていることから、鳥獣の生息環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に影響を及ぼさないよう留意すること。

(4) 道路等の使用について

ア 道路や水路上を伐採木等の仮置き場として使用しないこと。

また、資材等の運搬においては、施設の保全に注意を払い、これを汚損しないこと。

イ 道路の通行規制を行う場合は、道路使用や道路制限に係る各種許可を得ること。

ウ 伐採に当たり、道路や水路敷地内において占用や工事施行等の必要がある場合は、その管理者から事前に許可を受けること。

エ 作業道開設に当たっては、林道施設（構造物）付近での開設は控え、その保全に努めること。また、施業後に林道への土砂流出対策を講じること

オ 伊佐市が管理する林道を占用等する場合は、「伊佐市林道管理条例」に基づき必要な手続を行うこと。

カ 市道を工事用道路及び資材の搬入路として使用する場合は、事前に協議及び現地立会し、許可を得ること。

山間部等の市道を大型車両が通行するときは、敷鉄板を設置し通行すること。

また、市道を破損した場合は、直ちに補修するとともに管理者に報告すること。

キ 通行等により市が管理する道路を毀損等するおそれがある場合は、事前に市と協議を行い、必要な対策を講じること

(5) 立木伐採について

ア 事業実施想定区域は、地域森林計画の対象森林を含むことから、開発面積が1ヘクタールを超える場合は、事前に県知事の林地開発許可を得ること。林地開発に該当しない場合は、森林法に基づく届出を行うこと。

イ 保安林指定、砂防指定、森林経営計画の設定、補助事業の実施等による制限の該当がないか確認の上、必要な手続を取ること。

ウ 皆伐に当たっては、一体として伐採面積が10ヘクタールを超えないよう保残帯を設け、表土流出防止のため必要に応じ構造物を設けること。

エ 生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保護に努めること。

オ 林地の保全、落石等の防止、台風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置すること。

カ 立木の伐採、運搬に当たっては、事前に関係者や周辺住民への丁寧な説明を行うなどの配慮を十分に行うこと。

(6) 農業、畜産等について

ア 周囲や下流域に農地や農業用施設等がある場合は、雨水流入等により支障をきたさないように必要な対策を講じること。

イ 事業実施区域に鳥獣侵入防止柵がある場合は、支障をきたさないように必要な対策を講じること。

ウ 家畜の伝染性疾病が侵入すると、地元の畜産業に甚大な被害をもたらし、地域の社会経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、事業実施区域周辺に畜産業を営む個人及び事業者を確認するとともに、その農場への立ち入りや畜産業者への接触を避け、且つ周辺を通行する際の工事関係者及び工事車両等の消毒を徹底するなど防疫体制を整え、配慮を十分に行うこと。

(7) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場について

ア 「鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン」に定められた基準を遵守し、地域固有の景観を阻害することのないよう関係機関と十分協議し、必要な場合は、風力発電施設の設置基数の削減を含め、配置の再検討を行うこと。

イ 埋蔵文化財について、その性質上未発見の場合もあるため、埋蔵文化財を発見した場合は、現状を変更せず遅滞なく市に届出を行い、その取り扱いについて市と協議すること。

ウ 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合いの活動の場についての調査、予測及び評価が実施されているが、工事関係車両の走行による騒音及び振動への影響が大きくなると考えられることから、工事関係車両台数の可能な限りの低減と分散化を図り、地域住民の十分な理解を得るとともに、騒音及び振動の状況を的確に把握し、適切な低減対策を講じること。

(8) 盛土について

設備等の造成、基礎工事を切土、盛土による計画となっており、発生する残土は埋め戻しや盛土等で再利用とあるが、大雨時や地震等において土砂災害の発生の恐れがあることから、建設残土の盛土等への利用については、可能な限り回避又は軽減すること。

(9) 災害、事故等について

ア 事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じないよう専門家等の意見を踏まえ、十分に調査、予測及び評価を行い、防災対策を講じるとともに、事業の実施に起因する水害及び土砂災害が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

イ 構造物（風力発電施設）の金属疲労等による破損やそれに起因する事故などのリスクに対する、必要な対応策を十分に講じるとともに、事業の実施に起因する構造物の破損や事故が生じた場合には、事業者の責任において迅速な対応・復旧を行うこと。

(10) 許可、届出等について

国において検討されている特定都市河川指定のように、今後新たな開発に係る規制等も想定されることから、事業者においては、最新の情報収集に努め、必要な届出等について滞りなく行うこと。

(11) その他

ア 事業実施に当たっては、地域住民と適切なコミュニケーションを十分図ること。
また、環境影響評価準備書についての意見の概要にて出された意見、及び住民からの要望・苦情等について真摯に対応すること。

イ 資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき事業終了後に係る解体・撤去及び処分費用の総額を算定したうえで、積立の開始時期と終了時期、毎月の積立金額及びその責任の所在を明らかにすること。

ウ 地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制を考慮した工事計画となるよう努めること。